

Ⅲ 利用上の注意

- 1 この「結果の概要」において、「平成 27 年」、「平成 23 年」の数値は「経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）、その他の年次の数値は「工業統計」の数値である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額、品目別出荷額については、表示年次における 1 年間の数値である。また、事業所数、従業者数、算出事業所数については、28 年活動調査は平成 28 年 6 月 1 日現在、平成 24 年経済センサス-活動調査（以下「24 年活動調査」という。）は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計は表示年次の 12 月 31 日現在の数値である。

また、28 年活動調査においては、事業所数、従業者数、算出事業所数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である。

- 2 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

- 3 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。

該当数値がないもの及び分母が 0 等のため計算できないものは「-」とした。

「X」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に平成 27 年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。

- 4 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点について留意されたい。

- (1) 平成 19 年調査の前年比については、事業所の捕捉（平成 18 年事業所・企業統計調査で製造業に格付けされた事業所の追加）を行ったため、時系列を考慮し当該捕捉事業所を除いたもので計算している。

また、平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「*その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については、平成 18 年以前の数値とは接続しない。

*その他収入…農業・林業収入、建設業収入、転売収入等

- (2) 平成 14 年に日本標準産業分類が改訂され、「もやし製造業」、「新聞業」、「出版業」が平成 14 年工業統計調査から調査対象外となったが、平成 13 年以前の数値については、これらを含めて掲載している。

- (3) 「Ⅵ 平成 26 年統計表 16 市町村別、産業中分類別表」中の製造品出荷額等では、「その他の収入額」を掲載していないため、総額と内訳が一致しない。

5 事業所の産業分類

調査期間（活動調査：調査の前年 1 年間、工業統計：調査年 1 年間）における事業所の売上額、収入額、又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。

6 本書は、総務省及び経済産業省の公表結果を基に、福島県が独自集計したものである。

7 この報告書から抜粋又は新たに資料を作成して利用する場合は、「福島県統計課編「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）結果報告書」から抜粋（又は作成）」と明記してください。

8 この報告書に関してのお問い合わせは、下記に御連絡ください。

〒960-8043 福島県福島市中町 8 番 2 号

福島県企画調整部統計課

電話 (024)521-7147 (直通)

E-mail: toukei@pref.fukushima.lg.jp